

第1回太田市学校適正規模及び適正配置審議会 議事録			
日時	令和4年7月28日(木) 10時～11時30分		
場所	尾島庁舎4階 大会議室		
出席者	委員	木村 淳一 八木 俊昌 柴宮 佑介 柳 和佳 橋本 洋一郎 天田 有紀 中根 直美 中村 一夫	欠席委員 武井 英伸 奥山 隆
		恩田教育長	
	事務局	教育部 檜原部長 " 長谷川副部長 " 関口副部長 学校教育課 栗原指導参事 " 青木課長補佐 " 中島主任	
議事録署名委員		八木 俊昌 委員	
		柴宮 佑介 委員	

1 開会

2 委嘱状交付

- ・ 恩田教育長から委員 8 名へ委嘱状が渡される。

3 教育長挨拶

4 自己紹介

- ・ 委員と事務局の自己紹介。

5 会長及び副会長選出

- ・ 委員の互選により、木村委員を会長に選出。
- ・ 委員から副会長の推薦が出ず、事務局より八木委員を副会長に推薦。承認される。

6 諮問

- ・ 傍聴人がいないことを確認。
- ・ 委員 10 名の過半数となる 8 名の出席により、審議会が成立することを確認。
- ・ 恩田教育長から木村会長へ諮問書が渡される。
- ・ 恩田教育長が他の公務のため退席。
- ・ 事務局から委員へ諮問の写しを配布。

7 議題

発言者	審議内容
事務局	それでは、太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例第 6 条第 1 項により、審議会の会議は、会長が招集し、その議長となると規定されていますので、木村会長の進行により、これ以降お願いいたします。よろしくお願いたします。
会長	それでは、規定により議長を務めさせていただきます。 議事に入る前に議事録署名人を決める必要があります。審議会の運営要綱には、議事録を作成し、会長が指名する出席委員二名が署名するとあります。これは毎回必要になる方ですので、私の方で機械的に推薦させていただけたらと思います。八木委員と、名簿の次の二人の方が欠席ということですので、柴宮委員、今日はこのお二方をお願いできたらと思いますが、お願いできますでしょうか。 (八木委員、柴宮委員承諾)

	<p>ありがとうございます。これから議事に移りたいと思います。事務局にお伺いしますが、この審議会の名前が長いのですけれど、少し省略して適正化審議会としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(事務局承諾)</p> <p>適正化審議会が必要となった背景、国の動向、それから太田市の状況等を説明いただいて、まず私たちが現状をしっかりと把握することが大切だと思います。ということで、最初に審議会の概要、審議の進め方について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より当審議会の概要につきましてご説明いたします。少子高齢化が急速に進展した結果、国でいくと2008年をピークに総人口が減少に転じています。太田市はその後も増加していましたが、2020年をピークに減少に転じております。これに伴って、小学校の児童数、中学校の生徒数、こちらも減少しております。太田市の児童生徒数の減少は徐々ではありますが、太田市教育委員会では質の高い教育を維持継続するため、早い段階で対策を検討する必要があると考えまして、太田市学校規模適正化基本方針の策定を検討しております。この適正化基本方針の策定にあたって、どの程度の学校の規模が必要になるか、この規模を実現するためにはどのような方法があるのか、また、その際の留意点は何か等、この審議会の中でご意見をいただき、取りまとめて、教育委員会に答申をしていただきたいと思いますものでございます。</p> <p>この審議会は10名の委員をお願いをしております。学識経験者や校長先生という教育の専門知識を有する方だけではなく、小中学校の児童生徒の保護者の方や、地域と学校の関わりの窓口となる機会が多い区長さん、今後小学校に入学する、幼稚園や保育園の保護者の方や育成会の方など、それぞれの立場から意見をいただきたいと考えております。なお、審議会は今回を含めて5回程度を予定しておりますが、審議会の進み具合によって開催回数が増減となる場合も考えられますので、ご了承いただければと思います。第1回目の本日は、学校適正化の背景、国が示す適正規模や適正配置の考え方、太田市の現状と将来の予想について説明し、次回からご審議いただきたいと考えております。</p>
会長	<p>先ほど教育長から諮問をいただきました。少子化による児童生徒の、幼児もそうですが、減少が予想される中で、質の高い教育を維持継続するためにはどんな学校規模が望ましいのか。そういったことを諮問するというのでした。その具体的なことにつきましては、次回以降、皆様と審議していった、最終的には答申という形で教育委員会にお返しするというのであります。</p>

	<p>そのためにも、適正化に向けたその背景、国が示す適正規模、適正配置の考え方、この辺りが難しいところだと思いますけども、そして、一番大事な太田市の現状、将来の予想を含めまして、具体的な状況等について資料を基に事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本日お配りしました資料の中に、資料という形でプリントをまとめたものがあるかと思えます。こちらをご覧くださいければと思います。上から順番に説明をさせていただきます。</p> <p>まず最初に資料1をご覧ください。本市における適正化検討の背景でございますが、一番上に書いてあるように、児童生徒によりよい教育環境を整備し、質の高い教育を維持継続する必要があるからでございます。児童生徒が学校という集団の中で、多様な考えに触れて、認め合い、協力し合い、切磋琢磨すること。これらを通じて資質や能力を伸ばしていくためには、やはり一定の集団規模が必要になって参ります。しかしながら、少子化による児童生徒数の減少により学校規模が縮小して、クラス替えができない、教員数が少なくなるなどの影響が出てくる可能性がございます。これらを防ぐために、通学区域の変更や学校の統合・新設について、関係者や関係機関と協議が必要となりますが、これらは長期間に及ぶものでございます。教育環境の悪化が生じてから検討に入るようでは、準備が手遅れになる可能性があります。ですので、計画的に適正化の検討や実施ができるよう、見通しを持って準備をすることが重要となって参ります。ここまでが太田市における適正化検討の背景でございます。</p> <p>次に、2枚目、資料2をご覧ください。適正規模の考え方でございます。こちらに国が示す適正規模の考え方が示されております。マルが一つ二つ三つあるんですけども、基準が三つほどございます。まず一つ目のマル。こちらは学校教育法施行規則で、小、中、義務教育学校の学級数の標準が示されています。第41条ですと、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。第79条には、第41条、こちらは今小学校のお話をしましたが、こちらの規定は、中学校に準用するということですので、中学校についても同様に、12学級から18学級以下を標準とするというところでございます。そして第79条の3に、義務教育学校の学級数は18学級以上27学級以下を標準とする、とございます。また、米印(※)のところにありますが、留意点として、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではない、ともございます。ここで義務教育学校とありますが、こちらは小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う9年制の学校です。太田市では、太田東小学校、葦川西小学校、北中学校の3校が統合し、北の杜学園が令和3年4月に開校しております。</p> <p>続きまして二つ目のマルになります。こちらは適正な規模の条件と下線に</p>

ありますが、今説明したものと同じ学級数でございます。ですので、小学校と中学校が12から18学級、義務教育学校が18から27学級というものでございます。

最後、三つ目のマルですが、こちらは公立小学校、中学校の適正規模適正配置等に関する手引きというものでございます。こちらですと、小学校につきましては、複式学級を解消するには少なくとも1学年1学級以上、学校としては6学級以上であることが必要としています。ここに複式学級という言葉が出てきましたが、こちらについて説明いたします。児童または生徒数が少ないために、一つの学年の児童または生徒だけでは学級が編制できない場合に、二つ以上の学年で構成される学級のことです。異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けているときは、もう一方の学年は子供たちだけで課題学習をするということになってしまいます。このような状態を解消するためには、少なくとも1学年1学級以上が必要となって参ります。また、もう一つ基準がありまして、全学年でクラス替えを可能とする1学年2学級以上、学校としては12学級以上が望ましいと書かれております。続いて中学校ですけれども、まず一つ目が、全学年でクラス替えを可能とする1学年2学級以上、学校としては6学級以上が必要としています。二つ目が、免許外指導をなくしてすべての授業で教科担任による学習指導を行うには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいと書かれております。

このように、小学校中学校は12から18学級という基準だけではなく、小学校は6学級以上、中学校は6学級や9学級以上という別の基準も設けられております。なお、注釈として、学級数と合わせて、学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数、こちらも考慮する必要があるとしています。ここまでが法令上の適正規模の考え方になります。今説明いたしましたが、これをまとめたものがありますので、また後ほど説明させていただきます。

続きまして、資料3をご覧ください。ただ今学級数について説明いたしましたが、1学級当たりの児童生徒数につきまして、こちらに書かれております。群馬県では、小学校の1、2年生は30人学級、小学校3年生以上、中学校の3年生までは35人学級としております。用紙中ほどの例と書いてあるところなんですけれども、小学校1年生の児童数が30人なら30人の1クラスであります。児童数が31人の場合は、16人のクラスと15人のクラスの合計2クラスとなります。このように、1人増減ただけで学級数が変わってしまうということもありますので、学級数だけでなく、児童生徒数についても考慮する必要があるということでございます。また、例えば3年生が8人、4年生が6人の場合、児童数の合計が14人でありまして、複式学級の基準である16人以下ということから、3年生と4年生が同じ教室で一緒に授業を受けることとなります。先ほど説明しましたように、3年生が先生から直接指導を受けるときは、4年生は課題を進めるといった、複式

学級ということになるということでございます。ここまでが1学級当たりの児童生徒数の説明になります。

続きまして、資料4をご覧ください。今までが適正規模についての考え方でしたが、もう一つの適正配置の考えにつきましてこちらにあります。適正配置という言葉なんですけども、実際には通学距離と通学時間、こちらを指標としております。国の適正配置の考え方では、通学距離が小学校では概ね4キロ、中学校及び義務教育学校では概ね6キロ以内としています。また、通学時間では、概ね1時間以内を一応の目安とした上で、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、1時間以上や1時間以下に設定することが適当である、としています。用紙の下にある、地区別学校数ですが、地区ごとの学校の数となっております。ここまでが通学距離や通学時間に係る国の適正配置の考え方の説明になります。

続きまして、資料5をご覧ください。ここからは太田市の現状の説明になります。太田市の人口についてですが、グラフの折れ線が太田市の人口になります。2020年頃をピークに減少が始まっております。棒の部分は14歳までの年少人口でございます、2010年頃から減少しております。下の図は、太田市の人口ピラミッドの15歳から下のところだけを切り取ったものでございます。見ていただくとわかりますように、下すぼまりになっておりまして、減少傾向であるということがわかります。ここまでが太田市の人口の説明になります。

続きまして、資料6をご覧ください。今度は、太田市の児童生徒数の推移につきまして説明いたします。児童生徒数のピークは、2015年でありまして、これから令和10年、2028年を比較しますと、ピーク時から3,000人以上減少する予想となっております。上のグラフは、児童生徒数の推移でございます。丸で書いてあるのが小学校の児童数、四角で表現されているのは中学校の生徒数でございます。やはり減少傾向にあることが読み取れるかと思えます。下のグラフなんですけれども、こちらは児童生徒数の平均になります。一つの学校に何人ぐらい子どもがいるのかということになります。いずれのグラフも減少傾向となっております。ここまでが太田市の児童生徒数の推移になります。

続きまして、資料7の①「本市の学校規模の現状と将来予測（小学校）」、こちらをご覧ください。上にあるのが令和4年度の現状、下にあるのが令和10年度の想定となっております。こちらですけれども、令和4年度ですと、今0歳児の子の数を調べれば、令和10年度にどれぐらいの子供が学校に入るだろうということがわかりますので、想定という形で数字を上げさせていただいております。網掛けの部分が、先ほど説明いたしました国の基準、幾

つかあるんですけども、その中で12から18学級までを標準とするというもので分けてあって、11学級から下は標準を下回る、19学級以上は標準を上回るというように示したものでございます。例えば、世良田が185と書いてありますが、上が学校名、下が児童数です。ですので、令和4年度は、世良田小は185人の児童がいて、その下の8と書いてあるのが、クラスの数、学級数です。国の適正規模の考え方では、12から18学級が標準になっているということから、この場合ですと、標準を下回るということになっております。同じように、令和10年度の世良田小を見ますと、177人で8クラスですので、学級数について変化はなく、子供の数が少し減るという形になっております。裏面は中学校についてでありまして、小学校と同様に、国の適正規模の考え方と現状を示すものになっております。また、このページの下の方にある部分なんですけれども、これは全国と群馬県、太田市の比較という形になっております。学級の数に応じて学校はどれくらいの割合があるのかということでございます。ここまでが太田市の学校規模の現状と将来の予測になります。

最後になりますが、資料4に戻っていただきます。適正配置の話になります。国の基準は、小学校にあっては概ね4キロ、中学校と義務教育学校にあっては概ね6キロ以内ということでございます。こちらなんですけれども、図に示したものが、資料8になっております。資料8の①が、本市の小学校の通学区域の通学距離の図でございます。道路ですので、全くもって直線で測るというわけにはいかないもので、仮想という形になっているのですけれども、1キロを移動するのに1.2キロかかるというようなものがございましたので、そちらで図を作りました。真ん中に点があるところが学校があるところです。そこから同心円状に距離が書かれております。太田市の場合は、小学校や義務教育学校の前期課程、要は1年生から6年生までにつきましては、通学距離が2.5キロ以上の場合はスクールバスを利用できるとしてありまして、現在13校でバスの運行を行っております。ですので、国の基準では4キロですけれども、太田市では2.5キロ以上歩く子供はいないというような形になっております。また、中学校と義務教育学校の後期課程7年生8年生9年生につきましては、自転車での通学を認めております。裏側(資料8の②)が中学校となります。色が濃いところが距離が遠いところということになりますので、小学校と中学校を見比べていただくと、小学校のほうが色が濃いところが少ないというような形になっております。ここまでが太田市の学校配置の説明となります。

会長

今事務局から、適正化の背景、目的、国が示す標準や望ましい考え方、そして太田市の現状と将来想定等について説明をいただきました。説明では、国が示す標準から大きくかけ離れているわけではありませんが、児童生徒数は減少する傾向ということでした。たくさん資料があつて全部を読み取り

	理解するのは大変ですが、この資料が私たちにとって検討を進める上で基本になります。これからどんなことでも結構ですが、不明な点がありましたらご発言ください。
委員	スクールバスは2.5キロ以上の場所に出るというお話があったのですが、スクールバスを使う場合は、この適正配置の考え方の4キロとか6キロとかとは全く関係ない数字になるのでしょうか。それとも、スクールバスを使おうが使うまいが、4キロ6キロという数字は変わらないのでしょうか。
事務局	国の基準ですと、スクールバスというのは想定してない数字になっております。ですので、スクールバスがなければ、小学校1年生でも4キロ先から歩かなければいけない、という可能性も考えられます。太田市の場合は、スクールバスを運行しており、基本的に2.5キロ以上のところはバスということになりますので、これから先また説明するんですけども、今後皆さんに答申という形で出していただく中で、太田市としてはこういう通学の距離が望ましいという適正な規模ですね、こちらの方を説明していただく中に、例えば「スクールバスを活用して」というような表現で入れ込んでいただくとかそういう形で表現していただければと考えております。
委員	スクールバスの利用の際、月額等の料金はあるのでしょうか。
事務局	無料です。
委員	1学級あたりの人数については県の基準に則っているとのことですが、この人数を下げるという考えは事務局の中にあるのでしょうか。
事務局	今の基準というところでの考えで進めていきたいと考えております。どうしてもお金が関係してくることになりますので、太田市だけ10人学級になるとか、そういうことは想定をしていませんので、今の現状というところで話を進められるといいかなと思います。
委員	義務教育学校についてですが、太田市が群馬県で最初ですよ。私たちも先進的なことが始まるなと思いました。この審議会で見学とかはできるのでしょうか。
事務局	場合により、この審議会でも北の杜学園に行ってみるといっても、非常に勉強になるかなと思います。
委員	是非必要だと思います。(北の杜学園の開校が)令和3年度からだったか

	<p>ら、もう1年ちょっと経ってるわけですよ。いいところとか、まあそうじゃないとかいろいろあるかと思います。そんなことを聞けたらいいかなと思います。</p> <p>群馬県で他に導入するところはあるのでしょうか。全国的にはどういう傾向なんでしょうか。北中学校区で義務教育学校ができた背景はどういったものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>北の杜学園に関する資料というのは今回ございませんので、次回の時に分かりやすい資料を提示し、時間が許せば北の杜学園に行って見てみるというのもいいかなと思います。</p> <p>群馬県については、北の杜学園が1校目ということです。今年、令和4年になりましたところで、桐生市の黒保根学園、みどり市のあずま小中学校の2校がスタートしています。今後、南牧村や川場村、そういったところできるということを聞いております。ちょっと今は正確な情報がお伝えできませんので、次回にはご用意したいと思います。</p>
会長	<p>太田市として、義務教育学校を新たに作っていくというような構想等は現時点であるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず審議会の方で方向性を示していただいた上で、義務教育学校がいいのか、小学校の統合がいいのか、または中学校の統合がいいのか、そういうところをこの審議会を踏まえた上で検討というようになるかなと思います。</p>
会長	<p>義務教育学校も含めてということで、そのもとになるというか、小中学校の適正化ということが、第一の課題になるんでしょうかね。その中で義務教育学校化することになるかもしれない。その理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>選択肢の一つということでの義務教育学校ということかなと思います。義務教育学校をつくるために、この審議会があるということではございません。</p>
委員	<p>地区の人などに、今度は自分の方なのかという意見を持つ方がおられます。だから、どうになればそのようになるのか。住民の考えをどこに言ったらいいいのかというのがあります。まずは、私たちがそれをよく見ないとわからないですよ、机上だけでやっているのでは。</p> <p>この資料を見ると、将来的には児童生徒数が下がってきますよね。とすると、太田市において義務教育学校が必要になるところも出てくるのかなと思っています。</p>
事務局	<p>今、義務教育学校開校2年目でございます。義務教育学校の成果と課題を見極めているところでして、当然成果がたくさん上がっております。そのこ</p>

	<p>とについても、次回資料でお示しをさせていただきたいと考えております。それで、当然、義務教育学校は一つの選択肢に過ぎなくてですね、この審議会の結果を受けて、そのあとで適正規模に外れるところ、例えば12学級からということがあったら、11学級より下の検討が必要になるわけです。そうすると、その地区ごとに地区委員会というものを設けて話をしていく。地区だけではなくて、当然教育委員会が関わっていくわけですが。そういう話になっていきます。</p> <p>その話の中で大きく三つ手法がございまして、存続、統合、分割というのがございます。存続というのは、少ないけれどもそれを見守っていく。統合したりそういうことではなくて、標準を下回るけれどもそのまま推移を見守っていく。それが存続という手法です。それから、統合というものの中に一つ、義務教育学校というのがあります。小学校と中学校を統合して義務教育学校化する。他に、近隣の小学校同士を統合する、中学校同士を統合する。こういう選択肢もございます。それから、分割というのは、今ある学校の通学区域を変更して、例えば、こちらの学校が少ないから、多い学校から通学区域を分割してこちらの少ない学校に当てはめてというものです。そういう様々な手法がある中の一つが義務教育学校ということでございます。ですから、今回この会で審議をしていただいて、何学級から何学級が太田市の現状としての適正規模だよというのを決めていただくわけですが、それに外れるところの審議を地域ごとにしていくわけです。</p>
委員	適正なところは審議しないのですか。
事務局	<p>子供たちにとって環境の変化というのはとても大きなことだと思います。ですから、やはり子供たちのこと、そして保護者の皆様、地域の皆様のことを第一に考えて進めなければいけないと考えております。今回基準を決めていただくわけですが、適正規模というところは、やはりいろんな意味で適正です。なので、そこは今まで通りの質の高い、一番子供たちにとっていい適正な規模の確保を継続していく。この決めた基準を下回るところは、子供たちにとって、また教職員にとって地域保護者にとって、少し規模が小さい。ですから、どうすればその子供たちにとって、地域にとってよりいいのかっていうの話し合って、色々な手法の中から一番いい状態を考えていく。その地域に全部任せるのではなくて、先ほど申し上げたとおり、教育委員会も関わっていききたいと考えております。</p>
委員	先ほどお話いただいて、子供たちのことを考えた教育の質というところで話し合っただけで欲しいということなんですけれども、そもそも太田市は山とか川とかで分かれておらず、山を三つ越えなければいけないとかそういう地区ではないところで、これだけの学校の波が出てくるということは、子供たちの

	<p>環境でこれを処理するのではなく、ここではそれを考えなければならないんですけど、抜本的に各学校各地区が同じような軒数、家が建つような、そういった方向を考えていただかないと、結局は子供たちが負担をして、子供たちが最後責任を取るといような形に見えてしまうので、是非そういったところを合わせて、こちらから出す意見の中には入れて欲しいと思います。</p>
委員	<p>そうすると、まちづくりになってしまいますよね。この審議会で、まちづくりまではちょっと難しいと思います。ですから、現状ある学校の適正化をしていかないと。</p>
事務局	<p>今、委員さんのおっしゃるとおり、居住地域の話ですとか開発の話になってきますと、これはまちづくりの話になりまして、教育関係だけの話ではなくなってきました。この審議会とすると、現状は現状として捉えてもらって、今ある形で不都合があるところをどうやって直していこうかということを検討していただきたいというものなんです。ですから、こちらの方は開発するにはこうだとかどうだとかという話は置いていただいて、現状大きな学校がある一方で、将来的に（人数が）少なくなる学校がある。少なくなってしまうような学校については、今後そこに通う子供たちにどうやって安定的に良質な教育を与えていくかという方法を考えていきたいというのが審議会の論点です。また、太田市は義務教育学校というものを作っております。これはもう実績として出始めております。義務教育学校を立ち上げるとしたらどういう形があるでしょうか。あとはですね、地域的にかなり大きな学校があります。大きな学校は大きな学校で課題があります。大きな学校は小さな学校とは別に、どのように教育環境を良くしていくか、これについても検討していただきたいなと思います。</p>
会長	<p>色々なご意見ありがとうございます。人口減ということで、大きく捉えると、様々な部署での課題が出てくるのが想定されますが、私たちは学校について、学校の規模をメインに方向を見出していくという、そういう役割ということで捉えるのでよろしいのでしょうかね。</p> <p>委員、そのあたりいかがですか。</p>
委員	<p>もちろん、この枠で話をするっていうのは分かりますし、そういった方向でないと話が進まないと思うのですが、この先を見た場合に、ここで決定を出すという話ではないかと思いましたが、ここで出たものが教育委員会の方に行って、それが太田市の方に流れて行くと思います。その中で、ここで出た話というのが議事録等に残ると思いますので、そういったところも、気持ちとして残してもらえればということで発言させていただきました。</p>
会長	<p>とても大切なお考えなので、しっかりと受け止めていただきたいと思いま</p>

	す。それでは、他の観点で何かございますでしょうか。
委員	<p>今話を聞いて感じたこととして、適正配置とか適正規模を考える審議会ですから、その先に外れたところが云々という中で、統合や分離だとか、義務教育学校化だとかっていう選択肢が出てくる。それを知っておくことはとても大事だと。ただ、それはこの審議会ですべて踏み込むのか、そのやり方とかを決めるのではないわけですね。あくまで我々は適正規模とか適正配置はどうかというのを審議するのかなと自分は思っていたので、その先どこまで踏み込む、義務教育学校云々って話も、どこまでそれをこの審議会が踏み込んで話題にしていくのかって話、ちょっと自分は今、混乱してる部分があるので、その辺を今後整理していくほうがいいのかな。どこかで線を引かないと、本当にまちづくりじゃないけど、どんどん話が広がってってしまうので、この審議会ですべて審議すべきところをもう少し絞っていく必要があるんじゃないかなと感じました。</p>
会長	ありがとうございます。そうしますと、事務局さん、この後もう一つ説明いただくところに関わってきますか。
事務局	はい。この審議会のゴールというか、そこが何かというところは、この後説明します答申例、このところが一つのゴールになるかなと思います。これについて、事務局より説明させていただければと思います。
会長	こちらに移りますがよろしいでしょうか。はい、ではお願いします。
事務局	<p>それでは皆さんにお配りしました資料で、A3で折りたたみであるもの、こちらをお開きください。これが今話が出てきた、ゴールとなるものという形でまとめたものです。諮問させていただいた内容を答申してくださいと言っても、何をどう回答していいかわからないかなと思いついて、事務局の方で、このような形を出していただければということで、フォーマットなんですけども、案だけを作らせていただきました。網掛けになっている部分に例えば学級数や距離を入れたり、そのためにはどのようなことを検討したらいいのかといったものを入れたりして、まとめられるような形にさせていただきました。</p> <p>こちらなんですけれども、用紙の左側と右側で分かれております。右側につきまして、先ほど私が説明させていただきました。例えば小学校だったら、12から18学級だとか、6学級から上でもいいんだよというような、いくつか国の方で基準がありましたので、そちらを右側にまとめてございます。例えば一番上の小学校であれば、手引きの方には「少なくとも」という表現で6学級以上、理由としては複式学級にならない。「望ましい」という表現</p>

	<p>で12から18学級、こちらの理由が全学年でクラス替えができる。そのような形で理由が書かれております。中学校につきましては、基準が三つありまして、「少なくとも」6学級、「望ましい」のは9学級、「学級数の標準」という表現でいくと12から18学級というように、数字が三つあります。各々理由がありまして、6学級以上であれば、全学級でクラス替えができるから。9学級あれば、全ての授業で教科担任による学習指導が行えるから、というような形になっております。ですので、こちらの右側と左側を見比べていただきながら、左側の網掛け部分を埋めていただきたいというような作りになっております。答申していただきたい内容につきましては二重線で囲ってあるんですけども、学級数と通学距離の基準、そして、この基準の理由。あと、適正化の方策については、適正化の方策と順序、そして、留意事項。こちらについてご記入をして、完成させていただいて、答申いただきたいというところでございます。ですので、あまり踏み込んだ話という形ではなくて、先ほど委員さんからもありましたが、学校の規模はどのようなものが望ましいのか。その望ましい規模にするためにはどのような方策が考えられるのか。それをするにあたって、どのようなものを留意していけばいいのかというようなことをまとめていただきたいということでございます。</p> <p>右側の見方なんですけれども、細かい基準がいくつかあるんですが、その下に注釈があります。注1については、学級数だけではなくて、児童生徒数も考慮する必要がある。注2については、地域の実態やその他により特別の事情があるときは、この限りではないというような例外が書かれているということでございます。適正配置につきましても、国では概ね4キロ（小学校）、概ね6キロ（中学校）、概ね1時間以内という形になっておりますが、太田市の現状はこのような感じですよというように下に書かれております。ですので、こちらを見ていただいて、皆様からご審議いただいて、左側を埋めていただくというようなイメージとなっております。</p>
会長	<p>答申例という資料について説明をいただきました。この資料についてのご質問等承りたいと思います。</p>
会長	<p>私からいいですか。右と左とを比べてるところですけど。今現時点は、さっきの最初の資料にあったように、太田市さんの規約ていうのがあつたわけですよ。</p>
事務局	<p>国の基準に則っています。</p>
会長	<p>そうすると、国の法律を基本に則っている状態であると。今後は、注1、注2にあるようなことも含めた、少し柔軟な考え方も受けとめていきたいと</p>

	<p>いうそういう意向があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現時点でも12学級以下とかそういうところもあるわけですし、太田市の基準というのはなかったわけなので、国の基準に準じてやっていたものですが、やはり太田市としてももう少し踏み込んで考えていくというところこの基準づくりというのがあり、なおかつ、注1、注2にあるような内容というところもしっかりと含めていかないといけないかなと考えております。</p>
会長	<p>通学距離も含めて考えていくというのが難しいところなんじゃないかな。</p> <p>皆さん、答申例をご覧いただいていると思いますが、網掛け部分の基準等を皆さんで検討して入れていくという、そういう要望だそうですね。そのことについて、何かあったらお願いします。</p>
事務局	<p>今示させていただいた答申例なんですけれども、あくまでも例として作ったものでございます。ですので、例えば1、2とありますけれども、3をつけてはいけないということではございません。ですので、例えば留意事項のところを膨らましていただく、もしくは1項目増やすということもできないわけではございません。そうしていただいて構わないと思いますので、今後議論をしていただく中で、これについては是非とも入れ込んでいきたいというような意見でまとまるようであれば、入れていただければと考えております。あくまでもこれは事務局が作った、やりやすいようにという形になりますので、決定事項ではございませんのでご承知おきください。</p>
会長	<p>これで資料等の説明は終了ですね。何かご意見、ご質問等ありましたら承ります。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、今日、かなり膨大な資料を受け取りましたので、次回までにお目通しをいただいて、基本は網掛け部分を探っていくということになるかと思っております。次回に向けて、委員の方々にその作業をお願いできればありがたいなと思っております。ということで、こちらを締めて終わりにしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

8 その他

- ・第2回審議会の開催日時について協議。

9 閉会